備考：1　河川法施行令（昭和40年政令第14号）の特例に係る通知については、表題「自衛隊法による規制行為実施通知書」を「自衛隊法施行令による規制行為実施通知書」とし、本文中「自衛隊法（昭和29年法律第165号）第　　条　（　　法の特例）第　　項の規定」とあるのは、「自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第161条（河川法施行令の特例）第１項の規定」と記載する。

2　「行為をする場所」の項には、関係法令に基づく許可等を要する行為をする場所を記載する。（例：漁港漁場整備法：「　　市　　漁港」、港湾法：「　　市　　港」（港が極めて広く、行為を行う地区を示すことができる場合には、「　　市　　港　　地区」）、海岸法：「　　市　　海岸」、自然公園法：「　　国定公園のうち、　　県　　市及び　　郡　　町に係る区域」（これにより難い場合は、「　　国定公園南部地区」）、都市緑地法：「　　市　　地区」等）

また、場所が広範囲にわたる場合には、その範囲を記載する。（例：森林法：「　　市東部保安林地域」、河川法及び河川法施行令：「　　市　　川上流」等）

3　「行為の内容」の項には、関係法令に基づく許可等を要する行為の内容を記載する。（例：漁港漁場整備法：「土地の掘削」、「盛土」、「土地の占用」等、港湾法：「水域又は公共空地の占用」、「土砂の採取」等、森林法：「立木竹の伐採」、「開墾」、「土地の形質の変更」等、海岸法：「占用」、「土地の掘削」、「工作物の設置」等、自然公園法：「木竹の伐採」、「工作物の設置」等、河川法：「流水の占用」、「土地の占用」、「工作物の設置」等、河川法施行令：「土石の堆積」、「竹木の堆積」等、都市緑地法：「建築物等の工作物の設置」、「土地の形質の変更」、「木竹の伐採」等）

**別表第二十五**（第八十八条の五関係）

年　　月　　日

（市町村長）　殿

自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）

自衛隊法による民有林伐採通知書

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の10（森林法の特例）第１項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1　伐採をした自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先

2　森林の所在場所

3　伐採面積又は伐採本数

4　その他参考事項

備考：　「森林の所在場所」の項には、森林の伐採を行つた場所を具体的に記載する。（例：「　　町　　丁目　　番地　　号」等）

**別表第二十六**（第八十八条の五関係）

年　　月　　日

（都道府県知事）　殿

自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）

自衛隊法施行規則による禁止行為実施通知書

森林法（昭和26年法律第249号）第31条の規定により保安林予定森林において禁止された行為をするので、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第88条の５第５項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1　行為をする自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先

2　行為に着手する時期

3　行為をする場所

4　行為の内容

5　その他参考事項

備考：1　「行為をする場所」の項には、法令に基づき都道府県知事が禁止した行為をする場所の範囲を記載する。（例：「　　町東部保安林予定森林地域」、「　　市南部保安林予定森林地域」等）

2　「行為の内容」の項には、法令に基づき都道府県知事が禁止した行為（立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他土地の形質の変更）を記載する。

**別表第二十七**（第八十八条の六関係）

年　　月　　日

（承認の権限を有する者）　殿

自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）

自衛隊法による道路工事実施通知書

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の11（道路法の特例）第１項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1　工事を実施する自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先

2　工事に着手した時期

3　工事を実施する場所

4　工事の内容（工事の現場の状況、工事の方法又は形態）

5　工事の理由

6　その他参考事項（位置図、平面図、横断図及び縦断図を添付）

備考：1　「工事を実施する場所」の項には、工事を実施した路線名及び場所を具体的に記載する。（例：「国道　　号線　　市　　丁目　　番地　　号」等）

2　「工事の内容」の項には、工事実施前の道路の状況及び工事実施の方法又は形態を記載する。（状況の例：「道路中央部　　㎡破損」、「道路右側部　　㎡欠壊」、工事実施の方法又は形態の例：「穴埋め」等）

3　「工事の理由」の項には、工事を必要とした理由を記載する。（例：「道路の破損により防衛出動の命令に基づく自衛隊の車両が通行不能なため」）